

## 島根大学松江キャンパス等における敷地内禁煙の徹底及び禁煙支援に関する基本方針

令和4年2月3日 学長決裁

### 1. 目的

健康増進法の一部を改正する法律及び松江市きれいなまちづくり条例に基づき、島根大学松江キャンパス等（以下「松江キャンパス」という。）における敷地内禁煙の徹底及び禁煙支援に関する取組みに関し必要な事項を定め、松江キャンパスの安全かつ快適な教育研究環境及び執務環境を確保し、学生及び教職員の健康増進を図ることを目的とする。

### 2. 対象者及び対象地域

対象者は、本学の教職員、学生及び来訪者その他松江キャンパスを利用する者とし、また、対象地域は、松江キャンパス構内すべてとする。

### 3. 敷地内禁煙の徹底及び禁煙支援に関する具体的な取組み

教育研究機関として、敷地内禁煙の徹底、また、学生及び教職員への喫煙習慣の定着を防ぐとともに、喫煙（加熱式たばこ及び電子たばこを含む。）による健康被害を防止するため、次のとおり取組みを行う。

- (1) 令和4年3月31日までに、現在設置している屋外喫煙所を全て廃止し、令和4年4月1日以降は敷地内禁煙とする。
- (2) 松江キャンパス内及び松江キャンパス周辺での喫煙を禁止するなど、敷地内禁煙に関する取扱いを策定する。
- (3) 松江キャンパス周辺での喫煙等により、近隣住民や近隣施設に不利益が生じたり、周辺環境が悪化するのを防止するため、パトロール等を実施する。
- (4) 禁煙相談、禁煙支援の強化、ポスターの掲示及びメール配信等、喫煙による健康被害の防止に向けた啓発活動を推進する。
- (5) 敷地内禁煙、受動喫煙及び禁煙に関する相談窓口を設置する。

#### (参考)

対象地域：松江キャンパス構内すべて

川津団地のほか、大輪団地、本庄団地、三瓶団地、隠岐団地、江島団地など、松江キャンパスに附属する団地の構内すべてをいう。